

令和 8 年度

角 田 市 予 算 書

宮 城 県 角 田 市

目 次

議案第21号	令和8年度角田市一般会計予算	1
議案第22号	令和8年度角田市国民健康保険事業特別会計予算	9
議案第23号	令和8年度角田市後期高齢者医療特別会計予算	13
議案第24号	令和8年度角田市介護保険特別会計予算	15
議案第25号	令和8年度角田市産業用地造成事業特別会計予算	19
議案第26号	令和8年度角田市東根財産区特別会計予算	21
議案第27号	令和8年度角田市水道事業会計予算	23
議案第28号	令和8年度角田市下水道事業会計予算	27

令和8年度各種会計歳入歳出予算総括

会 計 区 分		本 年 度	前 年 度	比 較
一 般 会 計		16,683,000 千円	16,788,000 千円	△ 105,000 千円
特別会計	国民健康保険事業	3,334,328	3,390,830	△ 56,502
	後期高齢者医療	524,175	469,139	55,036
	介護保険	3,358,197	3,347,437	10,760
	産業用地造成事業	11,741	6,956	4,785
	東根財産区	331	548	△ 217
	計	7,228,772	7,214,910	13,862
企業会計	水道事業	1,548,775	1,457,486	91,289
	下水道事業	2,237,949	2,172,142	65,807
	計	3,786,724	3,629,628	157,096
合 計		27,698,496	27,632,538	65,958

令和8年度角田市一般会計予算

令和8年度角田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,683,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬（特別職に係る報酬を除く。）、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日 提出

角田市長 黒須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 市税		3,867,697
	1 市民税	1,478,000
	2 固定資産税	1,853,124
	3 軽自動車税	125,468
	4 市たばこ税	224,268
	5 入湯税	6,000
	6 都市計画税	180,837
2 地方譲与税		181,760
	1 地方揮発油譲与税	34,000
	2 自動車重量譲与税	130,000
	3 森林環境譲与税	17,760
3 利子割交付金		5,500
	1 利子割交付金	5,500
4 配当割交付金		18,000
	1 配当割交付金	18,000
5 株式等譲渡所得割交付金		31,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	31,000
6 法人事業税交付金		80,000
	1 法人事業税交付金	80,000
7 地方消費税交付金		830,000
	1 地方消費税交付金	830,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		4,000
	1 環境性能割交付金	4,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		13,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000
11 地方特例交付金		50,400
	1 地方特例交付金	50,400
12 地方交付税		4,216,589
	1 地方交付税	4,216,589
13 交通安全対策特別交付金		3,000
	1 交通安全対策特別交付金	3,000

(単位：千円)

款	項	金額
14 分担金及び負担金		10,120
	1 分担金	2,370
	2 負担金	7,750
15 使用料及び手数料		92,472
	1 使用料	80,089
	2 手数料	12,383
16 国庫支出金		1,709,394
	1 国庫負担金	1,192,248
	2 国庫補助金	511,420
	3 委託金	5,726
17 県支出金		984,763
	1 県負担金	516,475
	2 県補助金	408,156
	3 委託金	60,132
18 財産収入		61,580
	1 財産運用収入	61,070
	2 財産売払収入	510
19 寄附金		1,008,895
	1 寄附金	1,008,895
20 繰入金		2,388,557
	1 基金繰入金	2,388,557
21 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
22 諸収入		311,373
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000
	2 市預金利子	4,744
	3 貸付金元利収入	153,520
	4 受託事業収入	11,839
	5 雜入	135,270
23 市債		761,900
	1 市債	761,900
歳 入 合 計		16,683,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		161,499
	1 議会費	161,499
2 総務費		3,489,881
	1 総務管理費	3,079,364
	2 徴稅費	199,967
	3 戸籍住民基本台帳費	146,337
	4 選挙費	21,734
	5 統計調査費	20,455
	6 監査委員費	22,024
3 民生費		4,649,612
	1 社会福祉費	2,366,804
	2 国民年金費	18,907
	3 児童福祉費	2,042,070
	4 生活保護費	216,581
	5 災害救助費	5,250
4 衛生費		1,385,574
	1 保健衛生費	1,041,080
	2 清掃費	262,432
	3 上水道費	82,062
5 労働費		13,856
	1 労働諸費	13,856
6 農林業費		590,237
	1 農業費	523,847
	2 林業費	66,390
7 商工費		360,997
	1 商工費	360,997
8 土木費		2,030,574
	1 土木管理費	67,426
	2 道路橋りょう費	1,021,022
	3 河川費	72,035
	4 都市計画費	276,216
	5 下水道費	439,529
	6 住宅費	154,346

(単位：千円)

款	項	金額
9 消防費		570,497
	1 消防費	570,497
10 教育費		1,714,992
	1 教育総務費	390,829
	2 小学校費	298,297
	3 中学校費	154,933
	4 社会教育費	406,468
	5 保健体育費	464,465
11 災害復旧費		9,000
	1 農林業施設災害復旧費	6,000
	2 公共土木施設災害復旧費	3,000
12 公債費		1,676,271
	1 公債費	1,676,271
13 諸支出金		10
	1 普通財産取得費	10
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		16,683,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
会議録作成委託料	令和8年度から 令和9年度まで	千円 4,647
自動車借上料	令和8年度から 令和13年度まで	1,458
自動車借上料	令和8年度から 令和12年度まで	4,141
自動車借上料	令和8年度から 令和10年度まで	2,236
財務会計システム利用料	令和8年度から 令和12年度まで	5,544
戸籍クラウドシステム利用料	令和8年度から 令和13年度まで	35,937
戸籍クラウドシステム借上料	令和8年度から 令和13年度まで	16,308
窓口業務委託料	令和8年度から 令和11年度まで	158,491
障害者台帳・障害者サービス管理システム利用料	令和8年度から 令和12年度まで	12,144
地域包括支援センター支援システム借上料	令和8年度から 令和9年度まで	305
動物死体収集運搬業務委託料	令和8年度から 令和12年度まで	8,768
道の駅施設通信機器保守業務委託料	令和8年度から 令和13年度まで	1,980
道の駅施設通信機器借上料	令和8年度から 令和13年度まで	2,410
道路維持管理委託料	令和8年度から 令和9年度まで	34,500
角田駅前施設警備機器保守点検委託料	令和8年度から 令和9年度まで	55
角田駅前施設警備機器借上料	令和8年度から 令和9年度まで	42
角田駅自由通路警備機器保守点検委託料	令和8年度から 令和9年度まで	60

事 項	期 間	限 度 額
角田駅自由通路警備機器借上料	令和8年度から 令和9年度まで	千円 33
市民ゴルフ場乗用芝刈機借上料	令和8年度から 令和13年度まで	19,423
市営住宅管理代行等業務委託料	令和8年度から 令和11年度まで	2,673
北角田中学校スクールバス運行業務委託料	令和8年度から 令和11年度まで	118,854
語学指導助手派遣業務委託料	令和8年度から 令和10年度まで	10,984
農業生産組織等経営資金利子補給	令和8年度から 令和10年度まで	66
小規模事業者経営改善資金利子助成	令和8年度から 令和14年度まで	1,716
奨学金貸付金	令和8年度から 令和13年度まで	16,680
中小企業振興資金融資損失補償	令和8年度から 令和21年度まで	15,000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
財務会計システム改修事業費	千円 1,200	証書借入又は証券発行	% 4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は市財政の都合により、償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金	119,000	同 上	同 上	同 上
上水道管路耐震化事業費出資金	82,000	同 上	同 上	同 上
畜産環境総合整備事業負担金	4,900	同 上	同 上	同 上
農業農村整備事業負担金	9,200	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	266,200	同 上	同 上	同 上
橋りょう整備事業費	78,700	同 上	同 上	同 上
河川管理施設整備事業費	55,000	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備事業費	36,400	同 上	同 上	同 上
小型動力ポンプ付積載車等購入費	19,500	同 上	同 上	同 上
小学校施設整備事業費	33,000	同 上	同 上	同 上
小学校情報教育用備品購入費	9,600	同 上	同 上	同 上
中学校情報教育用備品購入費	5,200	同 上	同 上	同 上
自治センタ一施設整備事業費	14,400	同 上	同 上	同 上
総合体育館施設整備事業費	22,800	同 上	同 上	同 上
総合体育館用備品購入費	3,300	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付金	1,500	同 上	無利子	起債年度から据置期間を含めて14年以内に償還する。ただし、借入先の融通条件があるときは、これに従うものとする。

令和8年度角田市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度角田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,334,328 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		530,366
	1 国民健康保険税	530,366
2 使用料及び手数料		90
	1 手数料	90
3 国庫支出金		3,982
	1 国庫補助金	3,982
4 県支出金		2,562,540
	1 県補助金	2,562,540
5 財産収入		700
	1 財産運用収入	700
6 繰入金		221,520
	1 他会計繰入金	202,281
	2 基金繰入金	19,239
7 繰越金		10
	1 繰越金	10
8 諸収入		15,120
	1 延滞金、加算金及び過料	12,010
	2 雑入	3,110
歳 入 合 計		3,334,328

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		21,646
	1 総務管理費	11,271
	2 徴稅費	10,163
	3 運営協議会費	212
2 保険給付費		2,531,153
	1 療養諸費	2,181,600
	2 高額療養費	340,500
	3 移送費	50
	4 出産育児諸費	6,003
	5 葬祭費	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		721,659
	1 医療給付費分	496,130
	2 後期高齢者支援金等分	179,100
	3 介護納付金分	46,429
4 保健事業費		42,240
	1 保健事業費	6,329
	2 特定健康診査等事業費	35,911
5 基金積立金		700
	1 基金積立金	700
6 諸支出金		6,930
	1 償還金及び還付加算金	6,930
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,334,328

令和8年度角田市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度角田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 524,175 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		383,036
	1 後期高齢者医療保険料	383,036
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,485
	1 国庫補助金	1,485
4 繰入金		127,349
	1 他会計繰入金	127,349
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		12,285
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 受託事業収入	10,625
	3 償還金及び還付加算金	1,630
	4 雜入	10
歳 入 合 計		524,175

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
1 総務費		10,237
	1 総務管理費	5,024
	2 徴収費	5,213
2 後期高齢者医療広域連合納付金		500,229
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	500,229
3 保健事業費		11,079
	1 健康診査事業費	11,079
4 諸支出金		1,630
	1 償還金及び還付加算金	1,630
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		524,175

令和8年度角田市介護保険特別会計予算

令和8年度角田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,358,197 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月17日 提 出

角田市長 黒 須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		669,528
	1 介護保険料	669,528
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		738,402
	1 国庫負担金	535,401
	2 国庫補助金	203,001
4 支払基金交付金		857,959
	1 支払基金交付金	857,959
5 県支出金		499,516
	1 県負担金	472,767
	2 県補助金	26,749
6 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
7 繰入金		583,775
	1 他会計繰入金	500,533
	2 基金繰入金	83,242
8 繰越金		10
	1 繰越金	10
9 諸収入		6,997
	1 延滞金、加算金及び過料	200
	2 雑入	6,797
歳 入 合 計		3,358,197

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		59,952
	1 総務管理費	16,595
	2 徴収費	5,424
	3 介護認定費	37,933
2 保険給付費		3,102,359
	1 介護サービス等諸費	2,904,955
	2 高額介護サービス等費	79,454
	3 高額医療合算介護サービス等費	10,933
	4 特定入所者介護サービス等費	107,017
3 地域支援事業費		171,846
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	69,939
	2 一般介護予防事業費	11,621
	3 包括的支援事業・任意事業費	89,922
	4 介護予防・生活支援サービス事業等諸費	364
4 基金積立金		2,000
	1 基金積立金	2,000
5 諸支出金		2,040
	1 償還金及び還付加算金	2,040
6 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		3,358,197

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
自 動 車 借 上 料	令和8年度から 令和13年度まで	千円 1,458
地域包括支援センター支援システム借上料	令和8年度から 令和9年度まで	713

令和8年度角田市産業用地造成事業特別会計予算

令和8年度角田市の産業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,741 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日 提出

角田市長 黒須 貫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金額
1 県支出金		5,544
	1 県補助金	5,544
2 繰入金		6,187
	1 他会計繰入金	6,187
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳 入 合 計		11,741

歳 出

(単位: 千円)

款	項	金額
1 総務費		56
	1 総務管理費	56
2 造成費		11,385
	1 造成費	11,385
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		11,741

令和8年度角田市東根財産区特別会計予算

令和8年度角田市の東根財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月17日 提出

角田市長 黒須 貴

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
1 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
2 繰入金		281
	1 基金繰入金	281
3 諸収入		10
	1 雜入	10
歳 入 合	計	331

歳 出		(単位:千円)
款	項	金額
1 会議費		223
	1 会議費	223
2 総務費		48
	1 総務管理費	48
3 財産費		30
	1 財産造成費	30
4 予備費		30
	1 予備費	30
歳 出 合	計	331

令和8年度角田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度角田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	11,500戸
(2) 給 水 人 口	25,200人
(3) 年間給水(配水)量	4,380,000 m ³
(4) 一日平均給水量	12,000 m ³
(5) 主な建設改良事業	

事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
水道施設整備事業	426,361千円	配水管布設替工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,002,539千円
第1項 営業収益	936,130千円
第2項 営業外収益	66,389千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,064,497千円
第1項 営業費用	1,038,935千円
第2項 営業外費用	15,442千円
第3項 特別損失	120千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 364,213 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,893 千円、減債積立金 8,603 千円及び過年度分損益勘定留保資金 327,717 千円で補てんするものとする。）。

取 入

第1款	資 本 的 収 入	120,065 千円
第1項	補 助 金	23,833 千円
第2項	出 資 金	82,062 千円
第3項	加 入 金	11,000 千円
第4項	開 発 負 担 金	660 千円
第5項	負 担 金	2,500 千円
第6項	固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	484,278 千円
第1項	建設改良費	429,813 千円
第2項	企業債償還金	44,465 千円
第3項	予 備 費	10,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(2) 交 際 費

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和8年2月17日 提出

角田市長 黒須貫

令和8年度角田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度角田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内人口 | 16,500人 |
| (2) 年間総処理水量 | 1,533,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 4,200 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |

事 業 名	事 業 費	事 業 の 概 要
下水道施設整備事業	455,326千円	汚水管渠及び雨水幹線築造工事等
流域下水道建設費負担金	37,853千円	阿武隈川下流流域下水道幹線管渠改築及び処理場改築等工事に係る負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|-------------|-------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 1,048,094千円 |
| 第1項 営業収益 | 409,596千円 |
| 第2項 営業外収益 | 638,458千円 |
| 第3項 特別利益 | 40千円 |

支 出

- | | |
|-------------|-----------|
| 第1款 下水道事業費用 | 985,246千円 |
| 第1項 営業費用 | 878,854千円 |
| 第2項 営業外費用 | 102,272千円 |
| 第3項 特別損失 | 120千円 |
| 第4項 予備費 | 4,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 146,038 千円は過年度分損益勘定留保資金 36,444 千円及び当年度分損益勘定留保資金 109,594 千円で補てんするものとする。）。

取 入

第1款	資 本 的 収 入	1,106,665 千円
第1項	企 業 債	661,200 千円
第2項	補 助 金	189,500 千円
第3項	分担金及び負担金	3,315 千円
第4項	他会計補助金	252,650 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,252,703 千円
第1項	建設改良費	493,179 千円
第2項	企業債償還金	759,524 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造成資金利子補給	令和8年度から 令和12年度まで	(千円) 87
水洗便所等改造成資金融資損失補償	令和8年度から 令和13年度まで	210

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 244,600	証書借入又は 証券発行	% 4.0以内(ただし、 利率見直し方式 で借り入れる資金 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含めて 40年以内に元利均等その他の方法 により償還する。ただし、融通条件 又は企業財政の都合により、償還年 限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	37,800	同 上	同 上	同 上
資本費平準化債	378,800	同 上	同 上	同 上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又
はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の事業安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
404,364千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、350千円と定める。

令和8年2月17日 提出

角田市長 黒須 貴

